

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる通常1割又は2割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食事、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用されるサービス毎（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症ケア加算）で異なりますし、利用料も各施設毎の設定となっております。当施設の利用者負担については次頁意向をご参照下さい。

介護保険には大きく分けて、施設サービスと居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は直接施設にお申込みいただけますが、短期入所療養介護、通所リハビリテーションは居宅サービスであり、利用の際は原則的に居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成した後でなければ保険給付を受け取ることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも居宅介護サービス計画に記載がないと保険給付が受けられません。ご利用を希望される場合は居宅介護サービス計画に記載されているかいないをご確認ください。

居宅介護サービス計画は利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅介護サービス計画を作成する専門事業所）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

A 入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

- 1) 施設サービス費（要介護認定により利用料が異なります。以下は一日あたりの1割の自己負担分です。）

	従来型個室	多床室	認知専門棟
要介護 1	775円	850円	931円
要介護 2	821円	899円	980円
要介護 3	884円	962円	1,056円
要介護 4	937円	1,014円	1,110円
要介護 5	989円	1,068円	1,166円

○入所後 30 日間に限り、**初期加算**として 31 円加算されます。

○上記料金には**栄養マネジメント加算**として 1 日 15 円、**サービス提供体制管理加算（Ⅰ）**として 1 日 19 円、**夜勤体制加算**として 1 日 25 円が含まれています。また、認知専門棟には**認知症ケア加算**として 1 日 78 円、**認知症専門ケア加算（Ⅰ）**として 1 日 3 円が含まれています。なお、**口腔機能維持管理体制加算**として、月に 1 回 31 円が加算されます。

○外泊をされた場合、初日と最終日以外は上記料金に代えて**外泊時費用**として 1 日 372 円となります。また、外泊時に在宅サービスを利用した場合 822 円が別途加算されます。

○療養食を提供された場合、**療養食加算**として 1 食 7 円が加算されます。

○**短期集中リハビリテーション加算**として、入所後 3 ヶ月間を限度として 1 回 247 円が加算されます。

○**認知症短期集中リハビリテーション加算**として、入所後 3 ヶ月間を限度として 1 回 247 円が加算されます。

○施設医師の検査と確認の結果、誤嚥が認められる場合には、**経口維持加算（Ⅱ）**として 1 日 6 円加算されます。1 月につき 103 円が加算されます。

○歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月に 2 回以上実施し、介護職員への助言指導を行った場合、**口腔衛生維持管理加算**として月に 93 円が加算されます。

○若年性認知症の診断を受けている場合、**若年性認知症利用者受入加算**として 1 日 124 円が加算されます。

○施設医師による紹介状を持って認知症疾患医療センター等を受診した場合、**認知症情報提供加算**として入所中 1 回に限り 360 円が加算されます。

○医師により、認知症の周辺症状のため在宅生活困難であり、緊急に施設入所が必要と判断されて入所された場合、**認知症・心理状況緊急対応加算**として入所日から 7 日間を限度に 1 日 206 円が加算されます。

○入所前 30 日以内若しくは入所後 7 日以内に入所者の居宅を訪問し、サービス計画の策定を行った場合、**入所前後訪問指導加算**として入所中 1 回に限り 463 円が加算されます。

○入所中に肺炎、尿路感染症、帯状疱疹の治療を行った場合、**所定疾患施設治療費（Ⅱ）**

として月に1回、連続する7日間を限度に1日488円が加算されます。

○居宅への退所前に利用者等に療養指導を行った場合、**退所時指導加算**として1回に限り411円が加算されます。

○利用者等に療養指導を行い、その主治医や関係機関に対し文書をもって情報提供を行った場合、**退所時情報提供加算**として1回に限り514円が加算されます。

○居宅への退所前に居宅介護支援事業者に対して、文書にて診療情報提供を行い、事業者と連携して退所後のサービス調整を行った場合、**退所前連携加算**として1回に限り514円が加算されます。

○退所後に利用する訪問看護ステーションに対し指示書を交付した場合、**訪問看護指示加算**として1回に限り309円が加算されます。

○施設内で看取り対応を行った場合、**ターミナルケア加算**が発生いたします。詳細については以下ご確認ください。

- ・死亡日以前4日～30日の間…1日165円
- ・死亡日前日及び前々日…1日843円
- ・死亡日…1,695円

○入所中に体調の悪化があり、緊急治療としての医療処置を行った場合、**緊急時施設療養費**として月1回、連続する3日間を限度として1日525円が加算されます。

○医療保険適用となる医療処置を行った場合、**特定治療**として診療報酬に基づいた料金が発生します。

○在宅への退所者が施設全体の退所者の30%以上で、かつ6か月以上継続している場合、**在宅復帰支援機能加算**として1日35円が加算されます。

○低栄養リスクが「高」の利用者に対し、特別な栄養管理の方法を示した栄養計画を作成した場合、1月に309円加算されます。

○利用者が入院し、経管栄養や嚥下調整食の新規導入など施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、医療機関の管理栄養士と連携した場合411円が加算されます。

○6種類以上の内服薬を施設医師と利用者主治医が共同し1種類以上減少させた場合、129円加算される。

○排泄にかかる要介護状態を軽減できるよう支援計画の作成及びそれに基づく支援を行った場合1月に103円加算される。

○利用者全員に対し、入所時に褥瘡発生リスクを評価するとともに、少なくとも3月に1回評価した場合1月に11円加算される。

○**介護職員処遇改善加算**として、1ヶ月間の合計単位数の2.9%相当が加算されます。

2 利用料

- ① 食費：2,000 円／日（負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載の食費の金額が上限です。）
- ② 居住費：療養室の利用料として
 - ・来型個室：1,640 円／日
 - ・多床室/認知専門棟：950 円／日（負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載の居住費の金額が上限です。）
- ③ 入所者が選定する特別な療養室料
 - ・個室：3,240 円／日
 - ・2 人室：2,160 円／日個室、2 人室をご利用の場合、外泊時にも室料が発生いたします。
- ④ 入所者が選択する特別な食事料（おやつ・希望制）：400 円／日（負担限度額認定証の提供はございません。）
- ⑤ 日用生活品費（選択制）：240 円／日
 - A：ティッシュペーパー・バスタオル・フェイスタオル・歯ブラシ・歯磨きペースト・全身洗剤・顔そり・シェービングクリーム・義歯洗剤・口腔洗剤
 - B：ティッシュペーパー・バスタオル・フェイスタオル・歯ブラシ・歯磨きペースト・全身洗剤・顔そり・ベビーローション・義歯洗剤・口腔洗剤
 - C：ティッシュペーパー・バスタオル・フェイスタオル・歯ブラシ・歯磨きペースト・全身洗剤・顔そり・シェービングクリームまたはベビーローション・口腔洗剤
 - D：すべて利用者持参。費用負担はありません。
- ⑥ 教養娯楽費（費用発生時・希望制）：160 円／日
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙や粘土その他の材料費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 理美容代：施設内での訪問理美容をご利用の際にお支払いいただきます。別紙料金表をご参照ください。
- ⑧ 行事食費用：その都度実費をいただきます。
行事やイベント開催日（正月・お花見・端午の節句・納涼祭・敬老会・クリスマス会等）に提供する通常メニュー以外の食事をご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 行事費：その都度実費をいただきます。
- ⑩ 健康管理費：その実費をいただきます。
インフルエンザ予防接種等に係る費用で、接種時にお支払いいただきます。
- ⑪ 私服の洗濯・衣類貸出代：別途料金をご参照ください。
私服の洗濯や衣類貸出を業者に依頼される場合にお支払いいただきます。
- ⑫ 送迎代：3,240 円
都合により施設の車両を使用して病院等へ送迎した場合にお支払いいただきます。

⑬ テレビの利用料／1日 210円

居室でテレビをご利用の際にお支払いただきます。

B 短期入所療養介護の場合の利用者負担額

- 1 保険給付の自己負担額（要介護認定により利用料が異なります。以下は1日あたりの1割の自己負担分です。）

	従来型個室	多床室	認知専門棟
要支援 1	637円	671円	754円
要支援 2	782円	829円	912円
要介護 1	817円	892円	936円
要介護 2	863円	941円	985円
要介護 3	926円	1,004円	1,048円
要介護 4	979円	1,056円	1,100円
要介護 5	1,032円	1,111円	1,155円

○上記料金にはサービス提供体制強化加算として19円、夜勤体制加算として25円が含まれています。なお、認知専門棟には認知症ケア加算として78円、認知症専門ケア加算（I）として3円が含まれています。

○療養食を提供した場合、療養食加算として1食9円が加算されます。

○理学療法士等から個別リハビリテーションを提供させていただいた場合は個別リハビリテーション実施加算として247円が加算されます。

○介護者の止むを得ない理由により緊急に短期入所した場合、緊急短期入所受入加算として7日間を限度に1日あたり93円が加算されます。

○若年性認知症の診断を受けている場合、若年性認知症者受入加算として124円が加算されます。

○要介護4若しくは5であって、医療処置が必要な状態の場合、重度療養管理加算として124円が加算されます。

○入退所の際、施設送迎を行った場合、送迎加算として片道189円が加算されます。

○状態の急変等、緊急時に所定の対応を行った場合、緊急時施設療養費として525円が加算されます。

○医師により認知症の周辺症状のため在宅生活が困難であり、緊急に施設入所が必要と判断された場合に認知症心理状況緊急対応加算として入所日から7日間を限度に1日206円が加算されます。

○在宅復帰在宅療養支援機能加算として1日35円が加算されます。

○介護職員処遇改善加算として1か月間の合計単位数の2.9%相当が加算されます。

2 利用料

- ① 食費／1日 朝食 450円 昼食 780円 夕食 670円 飲み物 100円
(負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載の食費の金額が上限です。)
- ② 滞在費(療養室の利用料)／1日
- ・従来型個室 1,640円
 - ・多床室 950円
- (負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載の滞在費の金額が上限です。)
- ③ 入所者が選択する特別な食事量(おやつ)／1日 400円(選択制)
(負担限度額認定証の適用はありません。)
- ④ 入所者が選定する特別な療養室料／1日
- ・従来型個室 3,240円
 - ・2人部屋 2,160円
- 個室若しくは2人部屋のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、外泊時にも療養室料は発生いたします。
- ⑤ 日用品費／1日 240円(選択制)
- A: ティッシュペーパー・バスタオル・フェイスタオル・歯ブラシ・歯磨きペースト・全身洗剤・顔剃り・シェービングクリーム・義歯洗剤・口腔洗剤
- B: ティッシュペーパー・バスタオル・フェイスタオル・歯ブラシ・歯磨きペースト・全身洗剤・顔剃り・ベビーローション・義歯洗剤・口腔洗剤
- C: ティッシュペーパー・バスタオル・フェイスタオル・口腔用ウェットティッシュ・全身洗剤・顔剃り・シェービングクリームまたはベビーローション・口腔洗剤
- D: すべて利用者持参。費用負担なし。
- ⑥ 教養娯楽費／費用発生時 160円(希望制)
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙や粘土その他の材料費用であり、施設で用意したものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 理美容代: 施設内での訪問理美容をご利用の際にお支払いいただきます。別途料金表をご参照ください。
- ⑧ 行事食費用: その都度実費をいただきます。
行事やイベント開催日(正月・お花見・端午の節句・納涼祭・敬老会・クリスマス会等)に提供する通常メニュー以外の食事をご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 行事費: その都度実費をいただきます。
- ⑩ 私服の洗濯・衣類貸出代: 別途料金表をご確認ください。
私服の洗濯や衣類貸出を業者に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑪ テレビの利用料／1日 210円

居室でテレビをご利用の場合にお支払いただきます。

⑫ 文書の発行料

- ・ 診断書 3,240円
- ・ 施設入所用情報提供書 3,240円
- ・ 診断書作成に伴う検査料 実費負担となります
- ・ 入所証明書（病名記入） 3,240円
- ・ 入所証明書（期間のみ） 1,080円
- ・ おむつ使用証明書 1,080円
- ・ 死亡診断書 5,400円

C 通所リハビリテーションの場合の利用者負担額（地域加算を含む）

1 保険給付の自己負担額

[1 時間以上 2 時間未満]

・要介護 1	3 4 0 円
・要介護 2	3 7 0 円
・要介護 3	4 0 1 円
・要介護 4	4 3 1 円
・要介護 5	4 6 3 円

[2 時間以上 3 時間未満]

・要介護 1	3 5 5 円
・要介護 2	4 1 2 円
・要介護 3	4 7 0 円
・要介護 4	5 2 7 円
・要介護 5	5 8 5 円

[3 時間以上 4 時間未満]

・要介護 1	4 5 9 円
・要介護 2	5 3 8 円
・要介護 3	6 1 6 円
・要介護 4	7 1 6 円
・要介護 5	8 1 5 円

[4 時間以上 5 時間未満]

・要介護 1	5 2 5 円
・要介護 2	6 1 5 円
・要介護 3	7 0 4 円
・要介護 4	8 1 8 円
・要介護 5	9 3 0 円

[5 時間以上 6 時間未満]

・要介護 1	5 9 5 円
・要介護 2	7 1 1 円
・要介護 3	8 2 6 円
・要介護 4	9 6 1 円
・要介護 5	1, 0 9 5 円

[6 時間以上 7 時間未満]

・要介護 1	6 8 9 円
・要介護 2	8 2 4 円
・要介護 3	9 5 5 円
・要介護 4	1, 1 1 2 円
・要介護 5	1, 2 6 6 円

[7 時間以上 8 時間未満]

・要介護 1	7 3 6 円
・要介護 2	8 7 7 円
・要介護 3	1, 0 2 1 円
・要介護 4	1, 1 8 9 円
・要介護 5	1, 3 5 4 円

* サービス提供体制強化加算として 1 9 円加算されます。

* 通所リハビリテーション計画上入浴介助を行なうこととなっている場合は、
5 2 円加算されます。

* リハビリテーションマネジメント加算 (I) として
月 1 回 3 4 1 円

* リハビリテーションマネジメント加算 (II) として
開始日から 6 月以内 8 7 8 円
開始日から 6 月越 5 4 8 円

* リハビリテーションマネジメント加算 (III) として
開始日から 6 月以内 1, 1 5 7 円
開始日から 6 月越 8 2 7 円

* リハビリテーションマネジメント加算 (IV) として
開始日から 6 月以内 (3 月に 1 回を限度) 1, 2 6 1 円
開始日から 6 月越 (3 月に 1 回を限度) 9 3 0 円

* 短期集中個別リハビリテーション実施加算として
退院 (退所) 又は認定日から起算して 3 か月 1 1 4 円

* 栄養スクリーニング加算 (6 月 1 回を限度) 6 円

* 栄養改善加算として 1 月 2 回、 3 ヶ月を目処に個別の栄養食事相談等の
栄養ケア計画を実施した場合に 1 回 1 5 5 円が加算されます。

* 口腔機能向上加算として 1 月 2 回 3 ヶ月を目処に心身の状態の維持、向上が必要
認められた者に対し、口腔清掃の指導又は実施した場合に 1 5 5 円が加算されます。

- * 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）として
退院（所）日、又は通所開始日から起算して3月以内 248円
- * 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）として
退院（所）日の翌日の属する月、又は開始月から起算して3月以内 1,984円
- * 若年性認知症利用者の主治医と適切に連携し、リハビリテーションを実施した場合
1日に62円が加算されます。
- * 利用が8時間以上となった場合
 - 8時間以上9時間未満 52円
 - 9時間以上10時間未満 104円
 - 10時間以上11時間未満 155円
 - 11時間以上12時間未満 207円
 - 12時間以上13時間未満 259円
 - 13時間以上14時間未満 310円
- * 生活行為向上リハビリテーション加算
 - 開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合 2,066円
 - 開始月から起算して3月超、6月以内の期間に行われた場合 1,033円
- * 中重度ケア体制加算 21円
- * 社会参加支援加算 13円
- * 重度療養管理加算 104円
- * 「1時間以上2時間未満」で基準を超えた専従常勤
PT、OT、STを2名以上配置している場合 31円
- * リハビリテーション提供体制加算
 - 3時間以上4時間未満 13円
 - 4時間以上5時間未満 17円
 - 5時間以上6時間未満 21円
 - 6時間以上7時間未満 25円
 - 7時間以上 29円
- * サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 19円
- * 介護職員処遇改善加算 1ヶ月間の合計単位数の3.4%相当が加算
- * 送迎を実施していない場合 49円/片道 減算
- * 生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に通所リハビリテーションを
継続した場合（提供終了後の翌月から6月間に限り）所定単位数の100分の15に
相当する単位数を所定単位数から減算。
- * 事業所と同一建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に通所リハビリ
テーションを行う場合又は事業所が送迎を行っていない場合。 98円 減算

2 利用料

①食費 (昼食660円 ・ おやつ70円) 730円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

※3時間以上4時間未満以下の利用の際は昼食代のみの食費料金となります。

※当日利用をキャンセルした場合のみ 500円

②日用生活品費／選択制・希望制…別添資料参照

100円

③教養娯楽費／費用発生時・希望制…別添資料参照

④理美容代 別紙料金表をご参照ください。

通所リハビリテーション実施前、もしくは、実施後に理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。(通所リハビリテーション実施時間中に理美容のご利用はできません。)

⑤基本時間外施設利用料／1時間 51円

利用者の家族の出迎え等の都合で、通所リハビリテーション終了後も利用者が長時間施設に滞在する場合にお支払いいただきます。

⑥おむつ代	尿とりパット	1枚	52円
	Dパンツ S-M	1枚	165円
	L-L L	1枚	180円
	安心フィット M	1枚	210円
	L	1枚	220円

利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

通所リハビリテーション料金 別添資料

○日用生活品費／1日 選択制

100円

- ・A…ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨きペースト・顔剃り・シェービングクリーム・全身洗浄料・義歯洗浄剤・口腔洗浄料
- ・B…ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨きペースト・顔剃り・ベビーローション・全身洗浄料・義歯洗浄料・口腔洗浄料
- ・C…ティッシュペーパー・口腔用ウェットティッシュ・顔剃り・ベビーローション・全身洗浄料・口腔洗浄料
- ・D…すべて利用者持参。費用負担はございません。

○教養娯楽費／費用発生時 希望制

倶楽部やレクリエーションで使用する書道用品や折り紙、粘土などの材料や遊具などの費用であり、希望により、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。